



年始のご挨拶



あけましておめでとうございます

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。
旧年中はひとかたならぬご厚情をいただきありがとうございました。
御社のご繁栄をお祈り申し上げるとともに、本年も引き続きご芳情を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

確定申告資料準備のお願い

今年も確定申告の時期が近づいてきました。

確定申告の受付開始日は**令和6年2月16日(金)**となります。
早期の資料準備にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

毎年確定申告を行っていなくても令和5年中に2ヶ所から給与が支給されている場合や、保険が満期となり入金があった場合、不動産などの譲渡を行った場合には確定申告が必要となることもあります。また、医療費が多額に掛かった場合や株式の譲渡損があった場合には所得税か還付となる場合もありますので、該当のものがある場合には担当者にお問い合わせ下さい。



電子帳簿保存法の対応済みですか？

令和6年1月1日以後に行う電子取引について、データでやりとりした書類についてデータを保存する必要があります。要件通り行われていない場合には青色申告の承認取り消しの可能性がありますので以下の取引でデータ保存が済んでいない書類がないか再度確認をお願いします。

電子データ保存の対象となる取引の例

1

インターネットバンキングを利用した振込等

2

電子メールにより請求書や領収書等のデータを授受

3

ホームページからダウンロードした請求書や領収書等

4

ホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショット

5

電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用

6

クラウドサービスで管理されているクレジットカード利用明細・交通系ICカード・スマホアプリによる決済データ等

7

EDIシステムを利用

8

ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用





— こんな場合も贈与税申告が必要！? —

前月は、暦年課税と相続時精算課税の仕組みについて確認を行いました。今回は、お金の贈与だけでなく、贈与税の対象となるその他の事例（みなし贈与）について紹介します。

贈与税の対象になる生命保険金

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、保険料の負担者および保険金受取人が誰であるかにより、所得税、贈与税のいずれかの課税対象になります。満期保険金等の課税関係は、次の表の通りです。

満期保険金等の課税関係の表

保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
 父	 父	所得税 (一時所得)
 父	 子	贈与税

上記表の贈与税が課税される場合ですが、子が満期保険金等を受け取っています。子は、保険料の負担なしに満期保険金等を受け取ることになるため、この場合、保険料負担者である父から子に対して満期保険金等の贈与をしたことになり、子に対して贈与税が課税されます。

想定外の税金がかからないよう事前に保険料負担者および保険金受取人が誰なのかを整理しておきましょう。

親名義の自宅を無償で子供名義にしたとき



親が建てた自宅を無償で子供名義にした場合、自宅の評価額分がみなし贈与になります。自宅の評価額が3,000万円であれば、子供は対価を支払わずに3,000万円分の利益を得たこととなります。

また、自宅の名義が親のままでも、子供が親名義の自宅の修繕費や増改築費を負担したときは、子供から親へのみなし贈与になる可能性がありますので注意が必要です。

その他みなし贈与に該当する場合

- 親子で共同購入した不動産の持分割合が、お金の負担割合と異なるとき
- 親が子供の税金を負担したとき などがああります。

(坂本憲彦)

インボイス制度Q&A

Q 実費精算の出張旅費等も帳簿のみの保存により仕入税額控除を行ってもよいのでしょうか？

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この社員に対する支給には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

※その旅行に通常必要であると認められる部分とは？

旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品を言いますが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案します。

- ・その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ・その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。



Q 返信用封筒に貼付した郵便切手は、仕入税額控除の対象になるのでしょうか？

郵便切手類は、購入時においては原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなります。適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

この点、返信用封筒に貼付された郵便切手類（自らが購入した郵便切手類）により返送を受けられるのであれば、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスを受けたものとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

(注) この場合、当該郵便切手類の購入時に仕入税額控除を行うことも可能ですが、その後、返送を受けないことが明らかとなった際には、その明らかとなった課税期間において、仕入控除税額を調整することとして差し支えありません。



令和5年分 確定申告 改正点等

■マイナポータル連携拡大

「マイナポータル連携」とは、所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。右図の通り、令和6年1月以降、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となりました。

令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

控除関係

NEW

給与所得の源泉徴収票

医療費・ふるさと納税

公的年金等の源泉徴収票

生命保険・地震保険

株式の特定口座

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金



住宅ローン控除関係

■スマートフォンとマイナンバーカードで申告

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。パソコンで申告書を作成される方も、スマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。

＼ スマホで申告 ／

＼ パソコンやタブレットでも ／

用意するもの



スマホがあればe-Taxできます！



(北原隆幸)

職員コラム ～ 引き寄せの法則 ～ 五味紗也加

新年明けましておめでとうございます。
本年も宜しくお願い致します。



新型コロナウイルスの5類移行後、初めてのお正月をどのようにお過ごしになられたでしょうか？年末年始のお休みを利用して、今まではなかなか出来なかったお休みの過ごし方をされた方も多いのではないのでしょうか。

さて、皆様は2024年をどんな年にしたいと考えていらっしゃいますか？

私は今年を「引き寄せの法則」を活用して、日々前向きに過ごせる年にしたいと思っています。

引き寄せの法則とは、自分の願望を具体的に思い描くことで望んだ結果を引き寄せるために潜在的な意識を変え、結果を作り出す・引き付ける法則です。

この引き寄せの法則を耳にしたことのある方は多いと思いますし、実際に取り入れて活用されている方も多くいらっしゃると思います。

あくまで、心理学的な意識改革の一種ですが、常に前向きに居ることを意識することで毎日が少しずつ変わっていき、結果的に思い描いた未来に繋がっていくと願って、今年1年前向きに明るく過ごしていきたいと思っています。

